

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会（砂川課長）

皆さん、こんにちは。本日は、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第1回久喜市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども育成課長の砂川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、久喜警察署、幸手警察署、埼玉県立久喜工業高等学校及び久喜市P T A連合会の人事異動に伴い、本協議会委員の交代がございました。久喜警察署生活安全課長として、小林 宏行委員に代わり、植田 真輔様を、幸手警察署生活安全課長として、亀澤委員に代わり、井手 真宏様を、埼玉県立久喜工業高等学校から、大澤委員に代わり、島田 利博様を、久喜市P T A連合会から神崎委員に代わり、萩 裕美子様を新たに委嘱させていただきましたので、ご報告いたします。

なお、本日は植田委員の代わりに久喜警察署 生活安全課 警察安全相談係長の川上様にご出席いただいております。

また、今回は今年度初めての会議でございます。改めまして、自己紹介をお願いしたいと存じます。また、自己紹介の中で、それぞれの立場において結構ですので、現在どのような活動を行っているのか、青少年に対して最近思うことなど、一言お話をいただきたいと思います。名簿の順で恐縮ですが、川上様からお願ひいたします。

川上様

皆さん、大変お疲れ様です。久喜警察署生活安全課、川上と申します。

本日は、課長の植田が他業務のため、代理出席させていただきました。

至らない点あるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

井手委員

幸手警察署生活安全課長の井手と申します。今年の春から幸手警察署に配属されました。

よろしくお願ひいたします。

私は生まれが鷺宮町ということで、久喜市にも多少縁があるのですが、私が子どもの頃はいわゆる荒れているだとか、そういった話は聞いたことがありませんでした。ですが、警察という立場になると、いわゆる悪い子だとか、何かしらトラブルを抱えた子、といった子たちが相談にきたり、関連する事件を取り扱う機会があるといった感じです。やはりどこの地区もそれなりに問題を抱えていることが多いのかな、というのが日々感じているところであります。

皆様と一緒に連携して対応できればと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

内山委員

失礼いたします。久喜東中学校校長の内山でございます。本会議の委員は今年度で2年目となります。

本校は創立50周年を迎えまして、先日無事に式典を挙行させていただくことができました。

これまで振り返りますと、色々な生徒指導上の案件等があつたりしましたが、警察の皆様、保護者の方々、地域の皆様に支えられながら、生徒の健全育成を図つてくることができました。

また何か皆様と共有できることがあれば、この場でお伝えさせていただきたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

島田委員

皆様こんにちは。久喜工業高等学校の島田と申します。よろしくお願ひいたします。私はこの春着任いたしまして、本校においても教育相談であつたり、特別支援といった形で、多様な生徒

がいる中で対応をしているところでございます。また、警察や児童相談所と連携して対応しなければならない事案も実際に生じております。特に高校生においては、その場の雰囲気、ノリによってそうしたトラブルが起きているのかなと感じております。こうした課題を感じながら、本日は皆様と意見を共有していきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

大井川委員

中央児童相談所の大井川と申します。よろしくお願ひいたします。中央児童相談所に来て4年目となりました。

児童相談所では、青少年問題というよりもどちらかというと虐待の問題の関係で日々忙しくしているところではあるのですが、今年度に入って中央児童相談所管内で一時保護、つまり何らかの理由によりお子さんを帰さない、帰れないで児童相談所でお預かりしたのが、この段階で140件を超えてます。今も人数的には50人くらいを児童相談所でお預かりしているところです。

虐待の問題では本当に色々なところから連絡をいただき、できるだけ早期な対応を心掛けいますが、中高生のお子さんもなかなかやんちゃで、色々なところで遊び歩いては捕まって、戻ってきてまた同じことを繰り返すといったこともあり苦慮しているところです。本日はよろしくお願ひいたします。

萩委員

はじめまして。鷺宮東中学校のPTAの副会長をやっております、萩と申します。

前会長の神崎より1年間引き継ぎましたので、よろしくお願ひいたします。私自身は大学3年生の娘と中学3年生の息子がおります。

鷺宮東中は小さなトラブルはあるのですが、大きなトラブルはなく平和な地域だなと思って過ごしております。今日は勉強させていただけたらなと思っております。よろしくお願ひいたします。

荒井副会長

皆さんこんにちは。

青少年育成市民会議栗橋の会長の荒井政雄と申します。よろしくお願ひします。普段は、特に小中学生、青少年の見守り活動を中心に行っております。

今日は栗橋小学校で、ICT教育の導入について色々と議論をしてきました。その中で、ICTの導入によって児童が発言や反応をしやすくなっているということと、学力格差、教育格差の解消が少しずつ図られてきているという印象を受けました。このような取組みによって、子どもたちが巻き込まれるSNSによるトラブルが少しでも減ってほしいと思っております。

この間、孫にLINEを送ったところ、すぐに返信が届きました。孫に聞いたところ、10秒ルールというものが、児童の中ではあるそうです。既読についてから10秒以内に返信しないと、いじめに遭ってしまうということを言っており大変驚きました。

以上、よろしくお願ひいたします。

小松会長

皆様こんにちは。先日、いじめが原因で不登校になったという記事を目にしました。なかなか親にも言わなかつたりするため、わからないことが多いようです。年々社会情勢も変わってきますが、今の青少年が健全に成長していくためにも、周囲の大人の声掛けが必要だと思います。

染谷委員

染谷と申しますよろしくお願ひいたします。以前は小中学校で勤務をしておりまして、そのあと久喜市の教育委員会で5年間、スクールソーシャルワーカーとして、お仕事させていただきました。

久喜市の課題として、やはり他と同じように不登校の問題は大きな課題と感じています。5年間色々と回ってみて、小学生でもすでに学校に行きづらいお子さんもできているということもあり、それをどう解消していくかということで、久喜市も色々と対策を考えているところですが、

なかなか解決が難しいという感想を持っておりました。

現在は、久喜中学校の学校運営協議会の委員として、またフードパントリーのボランティアとして関わっているのですが、なかなか情報がすぐに入るわけではないので、今日の会議で色々な立場の方々からのお話を聞かせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

堀井委員

失礼いたします。堀井と申します。長年教育関係に携わっておりました。現在は、ゆうゆうプラザや学習支援のくき本樹塾に関わっております。

昔のこどもたちと今のこどもたちを比べると、課題があるこどもたちの様子が変わっていいくれど感じます。昔は見た目などから、指導が必要なお子さんが判断できたりしたものですが、今のこどもたちと接していると、言葉遣いにしても服装にしても、それから色々な態度についても、非常に真面目な子が多いという印象です。

しかし、教育相談所で5年間ほど勤めさせていただいたことがあるのですが、長期欠席の生徒や心に課題を抱えている生徒が非常に多くなってきていると感じます。こうしたことから昔と現在のこどもたちの課題のあり方ですか、内容が変わってきているなというふうに思っています。

こうした会議で少しでも改善、前進ができればと思います。

以上でございます。

司会（砂川課長）

ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

司会（砂川課長）

委員の皆様におかれましては、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

続きまして、出席委員数についてご報告申し上げます。

本協議会では、久喜市青少年問題協議会条例第8条第2項の規定により、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は委員15名のうち、10名の方にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

なお、内田サイ子委員、井上忠昭委員、山中今日子委員、木内明子委員、小林恵子委員、以上5名におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

本会議は公開となっておりますが、現在のところ傍聴者はおりません。

また、この会議の内容につきましては、会議録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

先ほどからマイクを使用していただいているが、発言の際にはマイクのスイッチを押し、ランプが緑色に点灯していることを確認していただいてからご発言いただきますと助かります。よろしくお願ひいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。机の上に置かせていただいているのでご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議の「次第」でございます。

続いて、資料1「久喜市青少年問題協議会委員名簿」

資料2「記録用紙」

そして、本日久喜警察署の川上様にご持参いただきました、「少年非行等の概況」

以上4点でございます。

2 会長あいさつ

司会（砂川課長）

それでは、お配りした次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

次第の2でございます。

開会にあたりまして、小松会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

小松会長、よろしくお願ひいたします。

小松会長

先ほど自己紹介で色々お話をさせていただきましたが、私は小中学校に伺うことがたびたびあります。今のこどもたちを見ていると、昔と随分変わっているなと感じることがあります。自宅の前の十字路が交通事故の起こりやすいところで、朝7時40分から50分まで毎朝こども達に「おはようございます」、「いってらっしゃい」と声掛けをしています。そうした中で、最近小学校に上がったばかりの1年生を見ていると、親離れ子離れができていない親子をたくさん見ます。今日はPTAの方もいらしているので、こうした幼稚園から小学校に上がる子の家庭教育の在り方等について、今後会合などがあった際に話題に挙げていただけたらと思います。また中学校については、学校では一見普通の子に見える生徒が、裏ではとんでもないことをしている、こうしたことが見逃されてしまうのが怖いと感じます。最近では朝パトカーが巡回してくれており、こうした取り組みは心強く感じているところです。今日は皆さんに自己紹介でおっしゃっていただいたことや、グループワークもありますので、色々と意見を出していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

司会（砂川課長）

小松会長ありがとうございました。

3 議題

司会（砂川課長）

続きまして、次第3、「議題」に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、久喜市青少年問題協議会条例第8条第1項の規定により、小松会長に議長をお願いしたいと存じます。

小松会長よろしくお願ひします。

(1) 久喜市の青少年問題の現状について

議長（小松会長）

それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いします。着座のまま進行させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、「議題」の（1）「久喜市の青少年問題の現状について」でございます。

本日は、久喜警察署生活安全課警察安全相談係長の川上様から、久喜市内の状況についてお話をいただきたいと思います。

川上様、よろしくお願ひします。

川上様

久喜警察署生活安全課の川上と申します。よろしくお願ひいたします。今回は皆様にお配りしたカラー刷りの資料をまず確認させていただいて、その後、児童のいじめについてお話ししさせていただきます。ではまず、3ページ目、刑法犯に占める少年の割合について記載があります。令和3年までは緩やかに下降傾向でしたが、そこから微増に転じています。この要因は結論からお伝えすると、コロナ禍が明けたことにあります。コロナ禍が明けたことで大人の犯罪者が足を洗う、もしくは海外などに行き身を隠す、そして空いた穴を犯罪組織の下っ端が誰を使うかというと、少年たちというわけです。

5ページをご覧ください。市区町村別にみる刑法犯少年（犯罪少年）の現状をまとめました。久喜市はさいたま市を除き13位です。人口数を鑑みると順当な位置と言えます。川口市が異常に高いのは外国人のグループやギャング暴走族のグループが川口市に集まっているためです。

8ページをご覧ください。今度は刑法犯ではなく、補導された少年のデータについてです。こちらもやはり令和3年から増加に転じています。内訳は主に中学生、高校生です。小学生の間は親の管理が行き届いていることに対し、中学生に上がったあたりから、自分のスマートフ

オンを持ち始める子も増え、親の手に負えなくなってきたということが理由の1つに挙げられます。部活動などもあることから、中学生からスマートフォンを持たせる家庭が多いのですが、危機管理がきちんとできていない状態でスマートフォンを渡したこと、各種SNSで全世界に向けて情報を発信することを平気で行ってしまいます。

12ページをご覧ください。SNSに起因した事件の被害少年の学年別の状況ですが、半数以上が中学生というデータがあります。また4割弱は高校生です。ここから、犯罪の入り口としてスマートフォンが利用されてしまっているということが読み取れるかと思います。このデータは令和5年度のもので恐縮ですが、あとでお持ち帰りいただきゆっくり見ていただければと思います。

続いていじめの話に移ります。大人の世界でもいじめはあり、最近ではハラスメントとして社会問題にもなっています。大人の場合は被害者側に訴える能力が備わっている一方で、学校で行われるいじめでは、被害児童には発信力が備わっていないことが多いです。そのため、いじめが潜在化してしまうことが多くなっています。実際に久喜警察署におけるいじめの相談件数を確認したところ、1月1日から今日まで、12件の相談がありました。この12件はすべて保護者からの相談でした。なお、学校や友人からの相談はありませんでした。学校からの相談がないことについて、学校の先生とお話しする機会があったため伺ったところ、いじめについての取扱い方が学校と警察とで異なることが1つの要因ではないかといった話を聞くことができました。学校では、生徒や親をその場に留めて話し合い、分かり合ってその場の状況を保ったまま心を変えていこうという考え方です。一方、警察は教育ではなく更生という考え方で、悪いことは悪いとみなし、例えば一時保護やシェルターなどを使うことで、悪い状況から一度完全に隔離し、安全確保をしたのちに更生していくといった考えです。この隔離や安全確保が、その場に留めて改善していきたい学校にとっては難しいところなのです。最終的に健全育成といった目標を目指しているのは学校も警察も同じですが、その取扱い方の相違が、学校から警察に相談するというハードルを高くてしまっているのではないかと考えられます。

いじめは内容により、脅迫や恐喝、暴行などにあてはまるケースがありますが、いじめという犯罪は存在しません。いじめの特徴は、継続的、一方的、加害者側が複数人であることなど

が挙げられます。特にこの複数人であることが、責任能力の欠如の一助になってしまいます。自己一人で考えたらいけないことだとわかっていても、複数人でいると、ノリや集団心理などが働いてしまい、いじめに発展してしまうのです。いじめの内容には、殴る蹴るなどの身体的なもの、物を買わせたり盗ませるなどを強要するもの、他には無視や仲間外れなどがあります。このうち、身体的なものや強要等は刑法にも規定がありますが、仲間外れなどは規定がありません。刑法に規定がない以上、警察にできることも限られてしまうため、家庭や学校の協力なくして解決は難しいと思います。また、SNSについても注意が必要です。SNSの怖いところは、別の自分になってしまいうといふところです。現実では素直で良い子でも、ネット上では別人のように凶暴な性格になってしまうというケースもあります。こどもたちは我々大人たちに比べ、ネットやAI等の技術を習得する速度が非常に速いです。こうした能力を悪い方向に使ってしまうといじめに繋がりますが、良い方向に導いてあげられれば非常に明るい未来が待っていると思います。我々大人の使命は、その明るい未来に進むための一歩を踏ませてあげることではないかと考えています。

最後、児童虐待についてです。10月末までのデータを持参しましたが、白岡市と久喜市管内全体において全267件のうち213件が久喜市内で起きています。この213件のうち130件が心理的虐待によるものです。心理的虐待には、子どもの前で親同士が喧嘩するなど、子どもの健全育成に悪影響を及ぼすようなものもあります。これは、心理的虐待を子どもに与えている大人達が、精神的な面が成熟しないまま親となってしまっていることにより生じるものと考えられます。他にも児童虐待には性的虐待、身体的虐待、ネグレクトなどの種類があります。

最後に、最近私が座右の銘としている「ちゃんと大人をやる」という言葉を皆さんに共有させていただき、私からの説明は以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。ご質問等ございましたらお気軽にお尋ねください。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

ただ今の説明について、何かございますか。

荒井副会長

こどものＳＮＳによる被害について、私たちから見ると犯罪かそうでないかの線引きが難しいと感じています。例えばこどもの裸の写真を広めたりすると、肖像権の侵害にあたるだとか、他にも侮辱罪や名誉棄損罪等があると思いますが、ネットいじめにおいて、どこまでがいじめでどこからが犯罪なのかななど、その線引きの目安などがあれば教えていただけますでしょうか。

川上様

先ほどもお伝えした通り、いじめという犯罪は存在しません。一方で、今ご質問いただいた侮辱罪や名誉棄損罪は規定がされており、公然性や事実の有無などにより判断されます。いじめやネット限定の犯罪はまだ法整備がなされていない現状にあるため、刑法の考え方には則り判断することがよいのだと思います。例えば、裸の写真を街中でばらまいていたら公然わいせつにあたると思います。これと同じことをネットでやっても犯罪です。こうした考え方でよいのではないかと思います。

議長（小松会長）

他にございませんか。

なければ、次の議題に移ります。

（2）グループ意見交換

議長（小松会長）

それでは、次にグループワークに入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（三澤）

それでは、事務局から説明させていただきます。こども育成課の三澤と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

お配りした資料1「久喜市青少年問題協議会委員名簿」をご覧ください。本日は、資料の一番右にございます“グループ”欄の番号に分かれてグループで意見交換を行っていただきたいと思います。

意見交換の内容について、説明させていただきます。先ほど久喜警察署生活安全課警察安全相談係長の川上様から久喜市の青少年問題の現状についてお話をいただきました。この中で「児童によるいじめ」についてのお話がありました。本日は、この「児童によるいじめ」について、各グループにて意見交換をいただきますようお願いいたします。

意見交換の時間は10分間とさせていただきます。終了後、各グループで出た主な意見について、全体で共有する時間を設けます。各グループ3～5分程度でご報告をお願いします。報告される方につきましても、意見交換の時間内に各グループでお一人決めていただきますようお願いします。

資料2「記録用紙」につきましては、各自が意見交換を通してお考えいただいた意見についてご記入ください。また、意見交換の中で出てきた事例やキーワード等から、関心を持たれたものがございましたら、併せてご記入くださいますようお願いいたします。次回以降の会議の参考とさせていただきます。記録用紙は、会議終了後、机の上に置いてお帰りいただければと思います。

終了5分前の14時55分になりましたら、事務局から声掛けをさせていただきます。

以上でございます。

(意見交換：10分間)

事務局（三澤）

当初予定していた時刻となりましたが、意見交換の時間を延長いたします。15時10分に

なりましたら意見交換を終了し、発表していただきます。

(意見交換：10分間)

事務局（三澤）

それではお時間となりましたので、意見交換を終了してくださいますようお願いします。

（3）意見発表

議長（小松会長）

それでは、各グループで出た意見について、発表いただきたいと思います。グループ1から、順にお願いいたします。

島田委員

グループ1の意見を発表します。グループ内の話し合いにおいて、いじめについていくつかキーワード出てきたので紹介します。

まず、いじめをする生徒イコール不良なのかということです。いじめをする生徒について、外見が明らかに不良である生徒がいじめを行うとは限りません。一見すると普通の生徒に見える子が、集団になって徒党を組み、特定の生徒の容姿や仕草について悪口を言ったりするところからいじめが生じることがあります。

他には自立というキーワードも上がりました。これは発達段階に応じて、心の成長を促すことが大変大事であるという話で、例えば小学校1年生では、衣服の着脱や明日の準備などのルールを親が子に課し、こどもがそれにしっかりと従うというものが挙げられます。高校では、生徒が自らを律し、我慢することを身に着けさせないと、いじめやSNSを思ったままに書き込むといったことが起きてしまうのだと思います。高校レベルでは、自分でルールを作りそれを守っていけるようになることが大事であると考えています。

また、トラブルが生じた際の対応についてですが、私は生徒を叱った後は必ずランディング

させるようにしています。なぜそうなったか、どうすればよかったですということを本人に考えさせ、叱られたことを本人に納得させることが大事であると考えています。あとは、小さなことでも日ごろから褒めてあげることで、自己肯定感が育まれ、結果としてトラブルが生じにくくなっていくのではないかといった話が出ました。以上です。

大井川委員

グループ2の意見を発表します。警察、児童相談所に話が届くときには、事態が大きくなっていることが多いです。いじめという犯罪はありませんが、いじめの中には、恐喝、脅迫、暴行等様々な犯罪があり、またSNSを利用したいじめなどもあるため、学校でも調査を行っているようですがすべてを把握するのはなかなか難しいというのが現状ではないかと思います。また以前に比べ、発達障がいの子も増えてきており、そうした子が暴れたり手を出したりすることをいじめととらえるべきかという意見もありました。

そうした中で、いじめられた子が相談できる人や場所として、相談員や本日のような会議がありますが、現実的にそうしたところにどれだけいじめの相談が持ち込まれ、解決できているかを考えると、果たして本質的な解決ができているのかと思うところもあります。いじめられている子は不登校になるなどし、そこに対し色々な支援があると聞きますが、いじめている加害者側の子に対して、適切な対応ができているのかという考えると、なかなか難しいように感じます。

また、飛躍するわけではないですが、闇バイトにおいても、使う側使われる側といった力関係が存在することで色々なことを強要されるような構図があります。このようにいじめが複雑化している現代において、私たち大人に求められていることは、こども達に対してルールを守る、いじめはいけないことだという当たり前のこと教えていくことではないかと考えています。以上です。

内山委員

グループ3の意見を発表します。久喜東中学校の内山です。よろしくお願ひいたします。実

は先週の学校警察連絡協議会でも、川上様から虐待やSNSトラブルについてお話を伺ったところです。本日はいじめについてご講義いただき、同じグループのお二方と一緒にいじめについて考えました。

本日川上様からのお話の中で、いじめについて警察にも相談が来るという話がありましたが、相談者が被害者側であれば積極的に情報提供し、学校側との連携や加害生徒側への指導を要望するなどされると思います。一方で、加害生徒の保護者にとっては、学校に預けているわが子のことで警察が介入するとなると、学校に対する信頼や関わり方に影響が出るのではないかという意見が出ました。私は中学校で働いており、今のところいじめの相談を警察にすることの経験はないのですが、あった際にはやはり加害生徒やその保護者の中を考えながら警察の方と対応していかなければいけないと感じました。

また、別の視点ですが、SNSトラブル防止、いじめ防止の観点から、警察の方から直接生徒に指導していただける機会があると、より生徒たちに響くのではないかという意見も保護者の方の中で出ているそうです。今でも薬物乱用防止教室や交通安全教室など実施していただいているますが、やはり警察の方々からの直接的なお話というのは非常に有効ではないかと私も感じております。

SNSトラブルについてですが、本来スマホは保護者の監督責任の下、こどもが保持していると学校側は捉えています。SNSトラブルの指導の際もまずは保護者の方の協力が必要ということを伝えていますが、こどもも親の目の届かないところでそうした行動をしていることも多く、管理が行き届かないという現状があります。こうしたいじめにつながるSNSトラブルの場合、学校生活にも影響が出るため、教員が指導する必要があります。このことからも、警察の方々の前にまずは教員が指導をしっかりとやらなければならないということを改めて自覚させてもらった思いであります。

学校でこどもたちと接する中で、いじめのこと、SNSトラブルのことでも、「これをしてしまうなっててしまうだろう」、「相手はどう思うだろう」という子どもの想像力やコミュニケーション力を高めることが指導の肝となっていると思います。トラブルが生じてから対応するのではなく、日ごろからそうした力を身に着けさせることが重要であると考えております。以

上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

ただいま共有いただいた内容と、記録用紙に記入いただきましたご意見は、事務局で取りまとめ、希望する方に後日お返しするとともに、久喜市青少年問題協議会条例第2条第2項の規定により、市内関係行政機関に情報提供させていただきます。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題をすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

4 その他

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

続きまして、次第の4「その他」でございます。

委員の皆様から、本日の議題を含めた会議全般につきまして、ご質問等はございますか。

他のグループが発表した内容等についてのご質問でも結構です。

（意見等なし）

それでは、事務局から2点連絡がございます。

1点目、本日の会議録についてです。本日の会議録の案を事務局で作成し、皆様に郵送させていただきます。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、修正点等ございましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

次に2点目、次回の会議の日程についてです。次回は令和8年3月頃を予定しております。

日程が決まり次第、皆様に開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

5 閉会

司会（砂川課長）

それでは次第の5、閉会でございます。

閉会の言葉を荒井副会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

荒井副会長

久喜市青少年問題協議会副会長の荒井です。

本日は、令和7年度第1回目の会議でございましたが、皆様のご協力により、大変有意義な会議となりました。ありがとうございました。

この協議会の意見が、今後の久喜市の青少年健全育成に、大いに活かされていくことを願う次第でございます。

以上で、令和7年度第1回久喜市青少年問題協議会を閉会といたします。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市青少年問題協議会を終了とさせていただきます。

お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年 11月 27日

小 松 智 子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。